

消防職員の懲戒処分等について

当組合消防職員について、地方公務員法の規定により、下記のとおり懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者（年齢）

消防本部 消防副士長 男性職員（20歳代）

2 処分内容

停職1月間（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに同法第33条）

3 処分事案の概要

令和6年4月25日（木）の午後2時58分頃、大洗町成田町において、当組合男性消防職員の運転する大型自動二輪車が、法定速度60km/hの一般道を145km/hで走行したことから、定置式速度取締中の水戸警察署員に停車を求められ、道路交通法違反（速度超過85km/h）での摘発を受けた。

4 処分年月日

令和6年8月1日（木）

5 管理監督者の処分

消防長	口頭注意
次長兼警防課長	文書による嚴重注意
消防本部警防課副参事	口頭注意
消防本部警防課課長補佐兼係長	口頭注意

【管理者のコメント】

消防職員が不祥事を起こし、皆様の信頼を損ないましたことについて深くお詫び申し上げます。職員には、職員教育をはじめとする改善に取り組み、今一度、職員一人ひとりが法令を順守し、公務内外にかかわらず責任ある行動をとることを周知徹底してまいります。

【消防長のコメント】

地域の安心と安全を守る消防職員が、交通法規の遵守、又安全運転の徹底については厳命していたにも関わらず、当該職員の行為は、公務員としてふさわしくない非行であり重く受け止めております。このような事態を招いてしまい地域の皆様には心からお詫び申し上げます。

再発防止に向け、法令の遵守、服務規律の確保についての取組みを強化し、全体の奉仕者であることを自覚して地域の皆様の信頼回復に努めてまいります。